# いじめ発見のポイント

学校では

# 【子供の様子】

- □ 笑顔がなく、しずんでいる
- □ ぼんやりとしていることが多い
- 口 視線をそらし、合わそうとしない
- ロ わざとらしくはしゃいでいる
- □ 周囲の様子を気にして、おどおどしている
- □ 感情の起伏が激しくなる
- □ 休み時間に外に出たがらなくなる
- □ 休み時間などに、先生につきまとっている
- 口 先生との会話や関わりを避けようとする
- □ 給食を残すことが多い
- □ 遅刻や早退が多くなったり、保健室に行きたがったりする
- □ 急に学習意欲がなくなる
- □ 授業中に挙手や発言をしなくなったり、声が小さくなったりする
- □ 忘れ物が多くなったり、集中力がなくなったりする

# 【友達関係】

- □ 友達から言葉をかけられない
- □ 友達に笑われたり、冷やかされたりする
- □ 友達から、不快に思う呼び方をされる
- ロ 一人でいることが多い
- □ 友達関係が変わり、特定のグループで行動することが多くなる
- □ 係や当番の仕事を一人でやっている
- ロ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない
- □ 友達の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする
- ロ プロレスごっこ等にいつも参加させられる
- ロ 鬼ごっこでいつも鬼にされたり、サッカーでいつもゴールキーパーをさせられたりする

# 【その他】

- □ 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- ロ 個人の掲示物や作品がいたずらされる

# 地域では

# □ 友達と遊びに出なくなり、一人でいることが多い

- ロ 学校や友達の話をしたがらない
- ロ いろいろな理由をつけてお金を求めたり、家族のお金を盗んだりする
- □ 携帯電話が頻繁に鳴るが、出ようとしない

家庭では

- □ 持ち物にいたずら書きの跡があったり、壊れていたりする
- □ 衣服が不自然に汚れていたり、破れたりしている
- □ 体のあちこちに傷やあざがある
- □ 家族と一緒にお風呂に入りたがらない
- ロ 理由もなく家族やペットに当り散らす
- □ 学習意欲がなくなり、成績が下がり始める
- □ 朝になると、頭痛や腹痛などを訴え、登校を渋る



# □ 遊びの中でいつも笑いものにされたり、からかわれたりする

- □ 一人で下校するようになる
- □ 同級生よりも年下の子供と遊ぶことが多くなる
- ロ 近所の人に、挨拶をしなくなったり、うつむいたりする様子が 見られたりするようになる
- □ 自分のお金で、たくさんのお菓子などを買うようになる
- □ おどおどした様子で、万引きを繰り返すようになる







# 教職員のための いじめ防止・解決 10の鉄則

- 1 いじめは絶対に許されないことや、いじめが行われていることを見たり知ったりしている場合は、すぐに教職員に伝えなければならないことを、繰り返し子供に指導する。
- 2 「この学年・学級にはいじめはない」 という思い込みをせず、子供たちの様子をしっかりと観察・把握する。
- 3 いじめを受けている子供の話せない辛さに気付き、教職員は味方であることを親身になって伝える。
- 4 少しでも「あれ?」と思ったら、すぐ管理職や同僚に報告・相談するとと もに、保護者にも連絡する。
- 5 「いじめを受ける側にも問題がある」という認識をもたず、いじめを受けている子供の気持ちに立って指導する。
- 6 本人がいじめを受けていると自覚していなくても、一方的な力関係に基づく小さな言動に、いじめの芽が存在していることに気付き、きめ細やかな指導を行う。
- 7 いじめを受けている子供と、いじめている子供の言い分が違っても、事実が明らかになって解決するまで、毅然とした態度で指導を続ける。
- 8 「仲直りした」「謝罪した」ことで 安心せず、多くの教職員の目で、その 後の子供たちの様子を丁寧に観察し、 状況を確認する。
- 9 教職員がいじめの側に立っていたり、いじめを助長したりしていないか、 自分の言動を見直す。
- 10 いじめが認知された場合は、迅速に 教育委員会に報告するとともに、状況 によっては、相談機関・警察等に連絡 し、連携した対応を行う。

#### いじめとは・・・

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦 痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省 平成19年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 による)

#### 【いじめの例】

- 仲間はずしをする・無視する
- 物を取り上げる・お金を強要する
- からかう・悪口を言いふらす
- 殴る・蹴る
- 恥ずかしい思いをさせる・服を脱がせる。
- 使い走りをさせる・荷物を持たせる
- 嫌がることをする・万引きを強要する 物をかくす
- 電子メールで悪口を送信する・インターネットのサイトに悪口を書き込む
- ※ この他にも、「鬼ごっこで、鬼にされることが多い」「サッカーでは、いつもゴールキーパーをやらされ ている」などの状況から、本人がいじめを受けていると自覚していなくても、いじめの芽につながらない か十分に注意して観察するとともに、繰り返し指導を行うことが大切です。

# ★ いじめについての相談機関

一人で悩まずに、 相談してください。

実施機関		事業名等	事業概要	対象	受付時間等	連絡先	備考
武蔵村山市	教育委員会	教育相談室	教育全般の相談	小·中学生 保護者 教職員等	面接・電話相談 平日 9:00~17:00	0120-910-548 042-590-1470	市民総合 センター 3階
	子 育 て 支 援 課	子ども家庭 支援センター	福祉・保健・医療等との 連携による子供と家庭に おける総合相談	18 歳未満 保護者	面接・電話相談 月〜土 8:30〜19:00	042-590-1152	市民総合 センター 2階
東京都	教育委員会	教育相談センター	教育全般の相談	幼児~18歳 保護者 教職員等	面接・電話相談 平日 9:00~21:00 電話相談のみ 土・日・祝日 9:00~17:00	03-5800-8008	水道橋・ 立川出張 相談室
					いじめ相談 ホットライン 全日・2 4 時間	03-5800-8288	電話相談のみ
	福祉保健局	小平児童相談所	児童虐待・養護相談・ 非行・心身障害・ 不登校・しつけ等相談	18 歳未満 保護者	面接・電話相談 平日 9:00~17:00	042-467-3711	
		児童相談センター ★4152 (よいこに) 電話相談	生活・子育てに関す る総合相談	18 歳未満 保護者	電話相談 平日 9:00~20:30 土・日・祝日 ※ 9:00~17:00	03-3202-4152	相談内容には児童相談所を紹介
		話してみなよ 東京子供ネット	子供の権利擁護専門相談 生活・子育でに関する総合相談 権利侵害事実調査	18 歳未満	電話相談 平日 9:00~20:30 土・日・祝日 ※ 9:00~17:00	0120-874-374 メッセージ ダイヤル 0120-874-376	時 日 日 日 日 日 日 日 ス ッ ダ は ー 等 は 一 等 い 、 ジ 可 い り い り に り る り る り る り る り る り る り る り る り る
	警 視 庁	立川少年センター	非行、問題行動、し つけ等の相談	20 歳未満 保護者等	面接・電話相談 平日 8:30~17:00	042-522-6938	
		ヤングテレホン コーナー	非行、問題行動、し つけ等の相談	20 歳未満 保護者等	電話相談 平日 8:30~20:00 土・日・祝日 ※ 8:30~17:00	03-3580-4970	
国	文部科学省	24時間いじめ相談 ダイヤル	いじめ全般に関す る相談	全年齢	電話相談 全日・24時間	0570-0-78310	都いじめ相 談ホットラ インに接続
	法 務 省	子ども人権 110 番	人権問題全般に関 する相談	子供等 関係者	面接・電話相談 平日 8:30~17:15	0120-007-110	

【担当課】武蔵村山市教育委員会 教育指導課 042-565-1111 内線435・438 ※ 年末年始を除く

# 武彦村山市 いじめ追放アピール

学校・家庭・地域の力を合わせて

### 1 いじめは絶対許されないことを、子供にしっかり教えよう

理由を問わず、いじめは人間として絶対に許されません。実態によっては、法律等により厳し く罰せられる重大な犯罪です。見て見ぬふりをすることも、許されません。いじめを行っている 子供には、大人が毅然とした態度で指導を行い、迅速かつ確実な解決を図ることが大切です。

# 2 子供に人権の大切さを教え、思いやりの心を育てよう

全ての人間は、平等でかけがえのない存在です。子供が、人権の意義・内容や重要性について 理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにするために、大人は、 あらゆる場面をとらえて、きめ細やかな指導や声かけを行う必要があります。

# 3 子供の様子や変化に気付き、じっくり話を聞こう

いじめを受けている子供は、何らかのサインで、大人に助けを求めています。多くの大人が、 日頃から子供との関わりを通して、信頼関係を築いておくことが大切です。少しでも、子供に気 になる様子が見られたら、親身に話を聞いてあげることが、いじめの解決につながります。

# 4 大人が力を合わせ、子供たちを温かく見守ろう

学校・家庭・地域の全ての大人が、日常的に子供たちに温かい声をかけるとともに、問題のあ る行動が見られたときには厳しく叱ることにより、子供たちの規範意識が育まれます。また、子 供たちを、奉仕活動などに参加させることにより、社会性を身に付けさせることも大切です。

平成24年8月

武蔵村山市教育委員会